

専修大学経営研究所の研究助成制度に関する規約

(趣旨)

第1条 専修大学経営研究所(以下、「経営研究所」)は、専修大学経営研究所規程第3条1号に基づき、「研究助成制度」を設けることとする。この規約は、本制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 本制度は、経営研究所所員(以下、「所員」)の研究活動及び所員同士の共同研究活動を促進することを目的とする。

(助成の種類)

第3条 本制度により設置する研究助成の種類は、次の通りとする。

- (1) 個人研究助成：研究計画が1年で、学内・外にて研究成果の公表を目指す研究。
- (2) 大型共同研究助成：研究計画が3年以内で、学内・外にて研究成果の公表を目指す研究。

(助成の対象)

第4条 個人研究助成は、本学の専任教員(助教を含む)、かつ、所員が1人で行う研究に対して助成するものとする。大学の国内・在外研究員、参与、学外研究員及び準所員は、助成の対象とならない。

2 大型共同研究助成は、本学の専任教員(助教を含む)、かつ、所員のみで構成された2名以上の研究グループが行う研究に対して助成するものとする。大学の国内・在外研究員、参与、学外研究員及び準所員が入っている研

究グループは、助成の対象とならない。

(助成の期間)

第5条 助成期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(継続助成)

第6条 大型共同研究助成に関しては、採択された年度を含め、最長3年間を限度に継続助成できる。

(研究グループのメンバー構成の変更)

第7条 大型共同研究助成を継続で受けている研究グループは、年度途中では研究メンバーを変更できない。但し、経営研究所所定の変更願いを提出することによって、次年度からは変更できる。

(助成の申請及び提出書類)

第8条 申請者もしくは研究グループの代表者は、経営研究所運営委員会(以下、「運営委員会」)が定めた期間内に、経営研究所所定の研究計画書及び研究予算書、継続助成申請書(希望研究グループのみ)を提出しなければならない。

(助成の審査)

第9条 申請された研究については、運営委員会の中に設ける「研究助成審査委員会」(以下、「審査委員会」)にて審査する。審査委員会の構成及び役割などについては、別に定める「研究助成審査委員会の細則」にゆだねる。

(助成の採択)

第10条 研究助成の採択は、審査委員会

の審査結果に基づき、運営委員会の議を経て、経営研究所所員総会（以下、「所員総会」）にて最終的に決定する。

（助成の全体予算）

第11条 研究助成の全体予算は、当該年度の経営研究所の予算に基づき、運営委員会で決定する。

（助成の件数及び助成額）

第12条 研究助成の採択件数及び採択された研究への助成額は、前条の研究助成の全体予算に基づき、運営委員会で決定する。但し、大型共同研究助成の新規助成の採択件数は、年1件を限度とする。

（助成額の下限）

第13条 個人研究助成は15万円、大型共同研究助成は30万円を助成額の下限とする。

（助成間の予算配分）

第14条 運営委員会は、研究計画書と研究予算書を踏まえ、個人研究助成と大型共同研究助成間の予算配分を柔軟に調整できる。

2 継続大型研究助成と新規大型共同研究助成間の予算配分については、別に定める「研究助成審査委員会の細則」にゆだねる。

（研究助成費の支給）

第15条 採択された個人研究助成の研究助成費は、運営委員会が定める時期までに全額を申請者本人に前払いで支給する。

2 大型共同研究助成の研究助成費は、領収書や請求書などを確認した上で、その都度支給する。振込手数料などが生じた場合は、研究助成費から支出す

る。

（助成対象者の義務）

第16条 助成を受けた所員もしくは研究グループは、以下の義務を負う。

(1) 助成を受けた年度に、運営委員会にて、助成を受けた所員もしくは研究グループの代表者による口頭もしくは書面での途中経過の報告。

(2) 助成を受けた年度に、助成を受けた所員もしくは研究グループによる経営研究所の定例研究会にて研究発表。

(3) 助成を受けた翌年度に、所員総会にて、助成を受けた所員もしくは研究グループの代表者による口頭もしくは書面での研究完成もしくは途中経過の報告。

(4) 助成終了後3年以内に、経営研究所の刊行物もしくは外部での研究成果物（例えば、学術論文、書籍、報告書、ワーキングペーパーなど）の公表。

（研究成果物を学内で公表する場合）

第17条 研究助成を受けた所員もしくは研究グループが研究成果を学内で公表する場合は、経営研究所の刊行物を通じて公表しなければならない。

（義務履行の判断）

第18条 助成を受けた所員もしくは研究グループは、研究成果物（コピー可）を1部経営研究所に提出しなければならない。

2 研究成果物には、助成年度及び経営研究所の個人研究助成又は大型共同研究助成を受けた旨が明記されていなければならない。

3 大型共同研究助成の研究成果物については年度途中のメンバー変更のいかんにかかわらず、大型共同研究助成に関わった全ての所員が研究成果を公表した時点で研究グループとしての義務を履行したとみなす。その際、単著、共著の区分はしない。

(義務を果たさなかった場合)

第19条 個人研究助成及び大型共同研究助成を問わず、義務を果たさなかった所員は義務を果たすまでは同じ種類の研究助成の申請はできない。

(謝礼及び原稿料)

第20条 研究助成を受けた所員もしくは研究グループが定例研究会で発表した場合の謝礼及び、経営研究所の刊行物に学術論文を掲載した場合の原稿料は支払わない。

(原稿料支払いの例外)

第21条 レフェリー付きの外部専門学術誌に投稿したものの、掲載が認められず経営研究所の刊行物に学術論文を掲載した場合に限っては、原稿料を支払うこととする。その際、該当者もしくは

は該当研究グループは掲載が認められなかったことが分かる書面(郵送・メールなどによる専門学術誌とのやり取りの文面など)を提出しなければならない。

(研究倫理)

第22条 研究助成を受けた所員は、個人情報保護法など、研究関連の諸法令の遵守は言うまでもなく、研究者に求められている研究倫理を遵守しなければならない。

(細則への委任)

第23条 この規約に定めるものの他、この規約の実施について必要な事項は、別に細則をもって定めることができる。

(規約の改定)

第24条 この規約の改定は、運営委員会の議を経て、所員総会に提案し、その決を経なければならない。

(附則)

本規約は、平成22年度から適用・実施することとする。